

健康くまもと21推進会議傍聴要領

制定 平成25年 6月24日 健康づくり推進課長決裁

改正 平成31年 2月 1日 健康づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康くまもと21推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴する場合の手続)

第2条 推進会議を傍聴しようとする者は、推進会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式第1号）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 健康くまもと21推進会議の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、推進会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守るものとする。

- (1) 推進会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、放歌、談笑、私語その他の騒がしい行為をしないこと。
- (3) みだりに自席を離れ、又は所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 会場においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) その他この推進会議の支障となる行為をしないこと。

(推進会議の秩序維持)

第6条 傍聴人は、推進会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従わなければならない。

- 2 会長は、傍聴人が第2条の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第7条 傍聴人は、推進会議に関して意見等がある場合は、その意見等及び氏名等について、会場に備え付けの用紙（別紙様式第2号）に記入し、推進会議終了後に推進会議に提出することができる。

- 2 前項の意見等の提出については、推進会議終了後、事務局）に直接又は郵送により行い、事務局は提出された意見等を推進会議に報告する。

附 則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

この要領は、平成31年2月 1日から施行する。

年 月 日

傍聴券

No. _____

- ※本傍聴券は、当日に限り有効です。
- ※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

[健康くまもと21推進会議]

健康くまもと21推進会議に対する意見

1. 日時： 年 月 日

2. 場所：

3. 氏名： 連絡先：

4. 意見等